



目 次	ページ
告 示	
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（漁業管理課）（5・16掲示）	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令（2件）（〃）（〃）	1
○救急病院の認定（医療政策課）	1
○認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新（鳥獣対策課）	1
◎告示（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部改正（2件）（環境対策課）	1
○土地収用法に基づく事業の認定（2件）（用地対策課）	2
○道路の区域変更（9件）（道 路 課）	4
○道路の供用開始（8件）（〃）	6
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	7
○建築基準法による道の指定（〃）	7
落札公告	
○落札者等の公告（教育委員会事務局高等学校課）	7
正 誤	
○正誤（令4・4・15付け 告示）	8

告 示

高知県告示第512号の2
 令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。
 令和4年5月16日（掲示済）
 高知県知事 濱田 省司

2の(1)中「9.1トン」を「9.651トン」に改め、2の(2)中「6.8トン」を「8.911トン」に改め、2の(3)中「1.4トン」を「0トン」に改める。
 3の(1)中「0.7トン」を「2.537トン」に改め、3の(2)中

「3.3トン」を「1.463トン」に改める。
高知県告示第512号の3
 くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年5月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年5月17日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。
 令和4年5月16日（掲示済）
 高知県知事 濱田 省司

高知県告示第512号の4
 くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年6月）の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年6月1日から同月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。
 令和4年5月16日（掲示済）
 高知県知事 濱田 省司

高知県告示第527号
 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
 令和4年5月27日
 高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知赤十字病院	高知市秦南町一丁目4番63-11号	令4・5・6	令7・5・5

高知県告示第528号
 平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示し、令和元年5月高知県告示第82号（認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新）で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業（令和元年10月高知県告示第390号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出）及び令和2年12月高知県告示第927号（認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出））で告示した変更事項を含んだものをいう。）について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の有効期間の更新をしたので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。
 令和4年5月27日
 高知県知事 濱田 省司

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称 土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

安芸郡北川村弘瀬127番地
 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名 弘田 純清
 4 更新年月日 令和4年4月27日
高知県告示第529号
 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について令和4年4月1日に変更したので、昭和50年8月高知県告示第469号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。
 令和4年5月27日
 高知県知事 濱田 省司

別表中表の部分を次のように改める。

水域	該当類型	達成期間	備考
奈半利川（全域） 安田川（全域） 伊尾木川（全域） 安芸川（全域）	AA AA AA AA	ア ア ア ア	土佐湾東部関連水域
桜川（全域） 押岡川（全域） 須崎港及び野見港（別記1の水域） 須崎港（別記2の水域）	B B 海域B 海域A	ア ア ア ア	須崎湾水域
松田川（愛媛県境より下流全域） 篠川（愛媛県境より下流全域） 伊与野川（全域） 福良川（全域） 宿毛湾湾奥部（別記3の水域） 宿毛湾（別記4の水域）	A AA AA AA 海域B 海域A	ア ア ア ア イ ア	宿毛湾水域
檮原川（全域）	AA	ア	渡川水域

別記2中「須崎港及び」を「、須崎港及び」に改め、別記4中「宿毛湾湾奥部」を「、宿毛湾湾奥部」に改める。
高知県告示第530号
 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について令和4年4月1日に変更したので、昭和51年6月高知県告示第306号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正

する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

「公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

水域	該当類型	達成期間	備考
香宗川（全域）	A	直ちに達成	中土佐地 先海域関 連水域
久礼川（全域）	A	直ちに達成	
伊与木川（全域）	AA	直ちに達成	
中土佐地先海域（別記1 の水域）	海域A	直ちに達成	
足摺海域（別記2の水 域）	海域A	直ちに達成	足摺宇和 海国立公 園水域

注 「該当類型」欄中「海域」の表示のあるものは環境庁告示別表2の海域の表の類型を、その他は同表の河川の表の類型を示す。

別記を次のように改める。

別記

- 土佐清水市布岬から室戸市羽根岬に至る陸岸の地先海域であって、高知港（甲）（昭和47年8月高知県告示第447号別表に定める高知港（甲）の水域をいう。）、高知港（乙）（同告示別表に定める高知港（乙）の水域をいう。）、須崎港及び野見港（昭和50年8月高知県告示第469号別表に定める須崎港及び野見港の水域をいう。）及び須崎港（同告示別表に定める須崎港の水域をいう。）に係る部分を除いた海域（中土佐地先海域）
- 幡多郡大月町浅瀬崎から土佐清水市布岬に至る陸岸の地先海域であって、足摺海中公園（昭和48年9月高知県告示第411号別表に定める足摺海中公園の水域をいう。）に係る部分を除いた海域（足摺海域）

高知県告示第531号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 起業者の名称

安芸市

2 事業の種類

安芸市赤野叶岡避難場所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

安芸市赤野宇南近広地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

令和4年3月29日に安芸市から申請があった安芸市赤野叶岡避難場所整備事業（以下「本事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本事業は、安芸市が南海トラフ巨大地震による津波避難者及び住家倒壊避難者を対象とした緊急避難場所を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である安芸市は、地方公共団体であり、本事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本事業の施行により得られる公共の利益について

本事業において整備する津波避難場所は、安芸市赤野地区の南西部に位置し、赤野叶岡地区の一部及び赤野叶岡前地区における津波避難者及び住家倒壊避難者を対象とした緊急避難場所として整備するものである。

本県において甚大な被害が想定される南海トラフ地震は、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に高知県が公表した高知県版第2弾の津波浸水予測によると、安芸市の海岸沿いの地域では、全ての地域において大規模な浸水が予測されている。当該地区においては、最大クラスの津波の場合、津波到達時間は20分から30分、浸水深は5.0メートルから10.0メートルが想定されている。

当該地区の人口は、147人（令和3年10月末現在住民基本台帳）であり、津波浸水予想区域外の高台居住者64人を差し引いた83人が津波浸水予想区域内に居住している。この83人に地震発生時における津波浸水予想区域内の国道通行想定者84人及び津波浸水区域外で地震の揺れに伴う住家倒壊による避難者11人を加えた178人の避難を想定した津波避難対策緊急事業計画（令和3年3月改訂）を作成し、令和3年3月19日付けで内閣総理大臣から、本事業に係る津波避難対策緊急事業計画として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく同意を得ている。

当該地区は、後背地の高台に存する安芸市叶岡集会所が指定緊急避難場所兼避難所であることから、これまで津波から避難するための安全な避難路の整備を行ってきたが、同集会所の緊急避難可能人数が50人であることから、不足する128人分の緊急避難場所を早急に整備することが課題であった。

本事業は、地区住民による話し合いを基に、高台にある既存の緊急避難場所である安芸市叶岡集会所の活用が可能となる場所を選定した結果、起業地は、国道55号の北側で当該地区の北側高台の赤野叶岡地区の南海トラフ巨大地震の津波浸水予想区域外にある田及び畑としている。

なお、本事業は、露天の緊急避難場所を整備するもので、風雨にはテントで対処する一時的な避難場所とすることを想定している。

本事業は、前述のとおり、南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性の高い地区に、住民の命を守ることを第一に考え、津波発災時に避難する場所を整備するものである。当該地区は、高齢化率が高く、災害弱者である高齢者が多く居住しており、また、障害がある等の理由により、避難に時間を要する災害時要援護者も安全に避難させなくてはならないものである。

本事業を施行することにより、災害時要援護者等を優先的に避難させる場所の確保ができ、住民が安心して生活することができるようになるものである。今後も予測される高齢者の増加等、災害弱者の安全確保においても有効なものであると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、津波避難施設とい

う性質上、普段使用されることはなく、大気汚染、騒音、振動等を生じる施設でもないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例(平成17年高知県条例第78号)により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種及び「高知県レッドリスト(動物編)2017改訂版」に掲載されている動物は確認されておらず、「高知県レッドリスト(植物編)2020年改訂版」に掲載されている絶滅危惧ⅠB類(EⅡ)の「オオバヤドリギ」、絶滅危惧Ⅱ類(VU)の「ナンゴクウラシマソウ」及び注目種の「タイキンギク」の生息の可能性がある地区に該当するものの、現地調査の結果、生息は確認されなかった。

また、文化財保護法(昭和25年法律第215号)による周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しないことを確認している。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業の候補地として、当該地区の避難目標地点である安芸市叶岡集会所付近にあり、避難距離等の避難条件が良く、道路に面した場所が最も好ましいため、当該地区の土地利用状況及び経済的な面から3箇所の候補地を挙げて比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、本事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本事業の起業地の面積は、津波緊急避難施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、赤野叶岡地区の一部及び赤野叶岡前地区では、緊急避難場所が不足しているため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害等の危険性が高い状況であり、緊急避難場所の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 安芸市役所

高知県告示第532号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 起業者の名称
南国市
- 2 事業の種類
南国市立図書館建設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
南国市駅前町三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

令和4年3月30日に南国市から申請があった南国市立図書館建設整備事業(以下「本事業」という。)に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本事業は、南国市において今後、市民の生涯学習の拠点機能、まちづくりの中核となる地域住民の交流施設機能及び地域住民のニーズに対応することができる情報拠点機能を持つ図書館を整備する事業であり、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法による公民館若しくは博物館又は図書館法による図書館」に該当する。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第1号の要

件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である南国市は、地方公共団体であり、本事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本事業の施行により得られる公共の利益について

現在の南国市立図書館は、平成18年に旧高知地方務局南国出張所跡地を購入し、建物の改築及び移転を行い現在に至っている。当該図書館は、昭和56年3月建築(平成3年増築)、鉄筋コンクリート3階建、延べ床面積1,237平方メートルで、本来図書館として建設されたものではないため、施設の全てを効率よく使用することができない状況である。特に、収納スペース不足は深刻な問題となっており、蔵書冊数約10万冊及び開架冊数約4万8千冊は、ともに全国平均を下回る値である。さらに、建物は、老朽化が進行しており、頻繁に起こる雨漏りにより、図書資料の損傷という事態も起きている。駐車場は、駐車スペースが12台(うち身障者用1台)と少なく、日曜日及び土曜日、イベント開催時等には駐車場が不足している。このため、施設内の駐車スペース以外への駐車は後を絶たず、狭い道路での切返し等で物損事故も発生しており、問題となっている。本事業は、これらの問題を解決するため、図書館を新たに建設するものである。

南国市は、令和2年3月に策定した「南国市立図書館建設整備基本計画」に基づき、新たな図書館(以下「新図書館」という。)について、バリアフリー化の促進、ユニバーサルデザインの導入、管理メンテナンス費用等の軽減、省エネルギーの工夫、安全面に配慮した駐車場等の整備、近隣住宅への視線を制御する塀の設置、周辺環境に配慮した緑地の整備等をするとしている。新図書館は、蔵書冊数約20万冊、開架冊数10万から12万程度の収容能力を持ち、延べ床面積2,272平方メートル(敷地面積は、5,458.01平方メートル)で、建物の構造は鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び木造とし、開架閲覧室、閉架書庫、読書スペース、交流スペース、市民ギャラリー等を整備するものである。

また、新図書館は、南国市の中心部であり、JR後免駅等から徒歩5分以内に位置し、令和4年度完成予定の都市計画道路に市道後免永田線を経由して接することで、交通アクセスの向上が見込まれる利便性の良い立地

条件である。さらに、老若男女問わず、全ての市民に開かれた、日常的に繰り返し利用されることが多い施設を目指していることから、中心地の賑わいの創出にも大きく貢献することが見込まれる。

本事業は、市民の生涯学習の機会を保障し、ひとづくり及び地域づくりの拠点としての役割を持つ施設整備を行うことから、本事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本事業の性格上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる11種並びに高知県レッドリスト（動物編）及び高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物については、現地調査の結果、生育は確認されなかったが、今後、生育が確認された場合は、適切な処理を講ずることとしている。

また、埋蔵文化財については、南国市教育委員会に問い合わせを行った結果、起業地内に史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本事業の施行に伴い、存在が確認された場合においては、南国市教育委員会等との調整を図り、適切な処理を講ずることとしている。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業の候補地として、浸水予想地域を避け、利便性及び駐車場用地を確保することができることを要件に、都市機能誘導区域を立地エリアとして3候補地を選定した上で、それぞれの土地の取得に係る費用等の経済性も考慮し、総合的に判断した結果、他の候補地2案と比較して最も適切であると判断される。

このことから、本事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められ

る。
したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本事業は、現在の市立図書館の老朽化、収納スペース不足等の施設の狭小さによる図書館サービス不足及び駐車場不足等から、早期の施設整備が急務となっているものである。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

延べ床面積については、人口同等規模の市立図書館の平均値を参考にした2,000平方メートル程度と想定し、新図書館の敷地面積については、施設床面積に必要な駐車場面積を加え、それぞれ検討を経て、延べ床面積2,272平方メートルと、新図書館の敷地面積を5,458.01平方メートルとして整備を計画しており、必要最小限の土地の取得であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
南国市役所及び南国市立図書館

高知県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		18.9	

吾川郡仁淀川町森字 五味6961番1地先から 吾川郡仁淀川町森字 五味6964番1まで	前	}	30
		36.6	
	後	}	18.9
			38.7
			30

高知県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市桑田山字小屋 ノ谷乙2529番4から 須崎市吾井郷字太郎 乙858番1地先まで	前	}	5.8
			44.5
須崎市桑田山字小屋 ノ谷乙2529番4から 須崎市吾井郷字國末 乙878番2まで	B	}	12.2
			95.5
須崎市桑田山字小屋 ノ谷乙2529番4から 須崎市吾井郷字國末 乙878番2まで	後	}	12.2
			88.7
			2146

高知県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 494号

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居 字マキノトウ丁633 番3から 吾川郡仁淀川町用居 字マキノトウ丁632 番3まで	前	6.7 } 11.8	54
	後	7.1 } 72.1	54

高知県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡樽原町宮野々 10番1から 高岡郡樽原町宮野々 56番まで	前	5.1 } 43.9	681
	後	6.8 } 43.9	681

高知県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市深木字幸田 1934番3から 四万十市深木字幸田 1939番1まで	前	3.3 } 4.3	140
	後	4.1 } 9.2	140

高知県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町蜷川字 上ハビヤノ1890番4 から 幡多郡黒潮町蜷川字 東ヒヤノ3774番2ま で	前	5.9 } 19.8	100
	後	28.9 } 63.1	100

高知県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町中野字 大井渡瀬1686番2か ら 高岡郡佐川町中野字 丸山1685番6まで	前	4.7 } 11.0	110
	後	11.0 } 24.2	110

高知県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市竹屋敷字石 神越エ703番2	前	3.6 } 6.2	107
	後	3.7 } 46.7	107

高知県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町芳ノ澤 字深浦谷1904番3	前	4.0 }	134
	後	6.6 }	134
幡多郡大月町泊浦字 ム子ントウ381番2 から 幡多郡大月町泊浦字 ム子ントウ381番1 まで	前	4.5 }	121
	後	26.9 }	121

高知県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市若藤字東紅葉1198番1から 四万十市若藤字西苺僧師田1268番1まで	65	令和4年5月27日
四万十市板ノ川字沖ノ坪919番1から	82	令和4年5月27日

四万十市板ノ川字コウノ畑637番2まで	日
---------------------	---

高知県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町瀬切字受ケ288番1地先から 安芸郡安田町瀬切字島石520番1まで	601	令和4年5月27日

高知県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町壺斗俵字ホ ラジノ越山794番1から 高岡郡四万十町壺斗俵字八 ヶ谷35番2まで	260	令和4年5月27日

高知県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村亀ノ川字桑原1099番1から 幡多郡三原村亀ノ川字桑原1106番まで	108	令和4年5月27日
幡多郡三原村亀ノ川字桑原1109番から 幡多郡三原村亀ノ川字中造1161番1まで	511	令和4年5月27日

高知県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市安芸ノ川字松王甲938番1から 安芸市安芸ノ川字松王甲935番1まで	116	令和4年5月27日

高知県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯谷本山
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡本山町北山字ワタツ甲176番3から 長岡郡本山町北山字ワタツ甲171番1まで	69	令和4年5月27日

高知県告示第548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町折合字ヤフノヲ114番13から 高岡郡四万十町檜生原字ヲウコエ山589番3まで	73	令和4年5月27日

高知県告示第549号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年5月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日

室戸市佐喜浜町字安麻山5595番2地先から 室戸市佐喜浜町字檜山3606番1まで	214	令和4年5月27日
---	-----	-----------

高知県告示第550号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市小籠字弘石	941番28	5.00	27.90	
南国市左右山字スミデン	99番10 99番12 99番14 99番18 99番19 100番4	6.00	35.05	

高知県告示第551号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

高岡郡佐川町本郷字宮ヶ坪2037番1地先から2055番地先に至る延長89メートルの道

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年5月27日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
クラウドフィルタリングソフトウェアライセンス 11,131ライセンス

- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局高等学校課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 771,378円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和4年2月25日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令4・4・15	10429	○告示	5	左 (44)	(2) 立木の伐採の <u>限度並びに</u> 植栽の方法・期間及び樹種	(2) 立木の伐採の <u>限度</u> 。
				中 (1～3)	(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 <u>その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。</u>)	(「次のとおり」は、省略し、 <u>その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。</u>)